

棚倉町義務教育学校基本構想・基本計画策定支援業務
公募型プロポーサル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

棚倉町義務教育学校基本構想・基本計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和4年3月に棚倉町学びのあり方検討委員会からの意見書の提出に基づき、今後の入学児童生徒の減少見込や町内小中学校の大部分が建築から45年を経過している状況をふまえ、令和7年6月に学校統合を前提として、「棚倉町立学校統合準備委員会」を設立、全4回の委員会を開催、「施設一体型 義務教育学校」を令和14年度開校を目指して準備を進めることについて賛同する旨の通知を受けたことによるものである。このことから新たな義務教育学校を開校するための基本構想及び基本計画を策定することを目的として事業者を選定するものである。

(3) 業務内容

棚倉町義務教育学校の開校に向けた、基本構想・基本計画策定支援とし、詳細は「棚倉町義務教育学校基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

(5) 予算

見積額の上限額 9,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 実施方法等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）

(2) 参加にかかる費用

参加者の負担とする。

3 日程

日 程	内 容
令和8年5月8日（金）	実施要領等の公表
令和8年5月26日（火）正午まで	質問の受付期間
令和8年5月29日（金）午後5時まで	参加申込期限
令和8年6月9日（火）正午	提案書提出期限
令和8年6月16日（火）	プレゼンテーション
令和8年6月17日（水）	結果通知
令和8年6月22日（月）	契約締結

※事情により日程が変更となる場合がある。その場合は別途参加者に通知する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日の日までの間に、本町の指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第33号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
- (5) 国税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (6) 過去10年以内に学校教育施設（公立の小中学校）の新築・改築・改修事業の基本構想又は基本計画策定に関する実績があること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

5 参加申込及び企画提案書の提出

- (1) 参加申込書等の提出期限
令和8年5月29日（金） 午後5時必着
- (2) 提出書類
 - ・参加申込書（様式1）
 - ・会社概要・業務実績（様式2）
 - ・国税及び市町村民税に未納のないことの証明書
- (3) 企画提案書の提出
 - ①提出書類・部数
 - ・提案書（15部）、見積書（1部） ※提案書は自由様式とする。
 - ②提案書の内容
 - ・業務への取組体制
 - ・基本構想、基本計画の検討の際のポイント、進め方
 - ・施設の規模や施設の機能等に関する考え方
 - ・業務を進める上での提案、意見等
 - ③提出期限
令和8年6月9日（火） 正午

6 質問及び回答

(1) 様式・提出方法

質問票（様式3）により、学校教育課へ電子メールで提出すること。

(2) 回答方法

質問票を確認後、2日以内を目安に電子メールで送付する。また、参加申込前に参加意向の連絡があった事業者にはメールで内容を共有する。

(3) 受付期限

令和8年5月26日（火） 正午

7 審査・契約

(1) 審査日時・場所

令和8年6月16日（火） 棚倉町役場 ※詳細は別途通知

(2) 審査時間

- ・プレゼンテーション 20分
- ・質疑応答 15分

(3) 審査方法

提案書及びプレゼンテーション内容の審査を行い、合計点数で最高点を得た者を契約候補者として選定する。ただし、同点の場合は審査員の協議により決定する。

(4) 審査結果の公表・通知

審査結果はホームページで公表するとともに参加者に電子メールで通知する。

(5) 注意事項

- ・プレゼンテーションは提案書に基づき行うこと。出席者は4人以内とする。
- ・追加で資料を配布する場合は、当日に15部用意して事務局に提出すること。
- ・大型液晶モニターは町で用意する（ワイヤレスでの接続が可能）。
- ・公表は、最高得点者は参加者名・点数とし、次点以下は点数のみとする。結果通知には、参加者の順位、点数を通知する。
- ・審査に関する異議申し立ては受け付けない。

(6) 審査基準

項目	基準	配点
実施体制	業務に必要な体制が整えられていて、計画的なスケジュールとなっているか。総括責任者や担当技術者等が必要な経験、知識等を有しているか。	5点
基本構想	基本構想の検討の際のポイント、進め方が明確に分かりやすく示されているか。	10点
基本計画	基本計画の検討の際のポイント、進め方が明確に分かりやすく示されているか。	10点
施設整備	施設規模や施設の機能等に関する考え方が明確に分かりやすく示されているか。	10点
	施設の機能等に関するアイデア等が明確に分かりやすく示されているか。	5点

独自性	提案書、プレゼンテーションの中で新たな視点での取り組みや提案がなされているか。	10点
合計		50点

※総合計点数は、審査員8名×50点で400点満点となる。

(7) 契約の締結

契約の締結は、最高得点者と進めるものとする。なお、契約締結までの間に、辞退の申し出や失格となることがあった場合は、次点の者と契約を進めるものとする。

契約予定者は、町が依頼する見積依頼書を確認したうえで、見積書を提出するものとし、見積価格が予定価格以下の価格をもって契約を行うものとする。

8 失格となる提案者

参加者もしくは提出書類が次のいずれかに該当する場合はその提案を失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 見積額が上限額を越えている場合。
- (4) 提案書の提出が提出期限を過ぎた場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 前号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合。

9 その他留意事項

- (1) 提案書提出後の修正、変更は認めない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された提案書は、審査の際に必要なに応じて複製する場合がある。
- (4) 提案書は、1参加者につき1案とする。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 提案書等の著作権等は、提案書等を作成したものに帰属するものとする。ただし、契約の相手方になった者が作成した提案書等の書類については、全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

10 問い合わせ

棚倉町教育委員会 学校教育課 教育総務係

〒963-6192

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地

TEL：0247-33-7881

メール：gakkoukyouiku@town.tanagura.fukushima.jp